

安曇野市



平成 23 年 3 月

**景観づくり
ガイドライン〔住宅版〕**

1 景観づくりの手続き

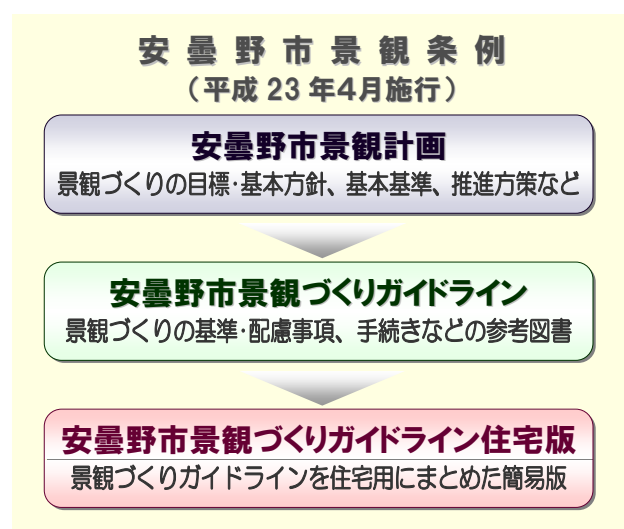
1) 本書の趣旨

安曇野市は、平成 23 年 3 月に景観法に基づく安曇野市景観計画（以下「景観計画」）を策定し、4月から運用を開始します。

安曇野市景観条例（以下「景観条例」）には、市内で建築物や工作物をつくる際の届出義務など、景観計画に定められた基準への適合を確認するために必要な手続きなどが定められています。

また、景観計画の基準によりよい景観づくりのための配慮事項などを付け加え、景観条例に基づく手続きとともに基本的内容を分かりやすく示す参考書として安曇野市景観づくりガイドライン（以下「景観づくりガイドライン」）があります。

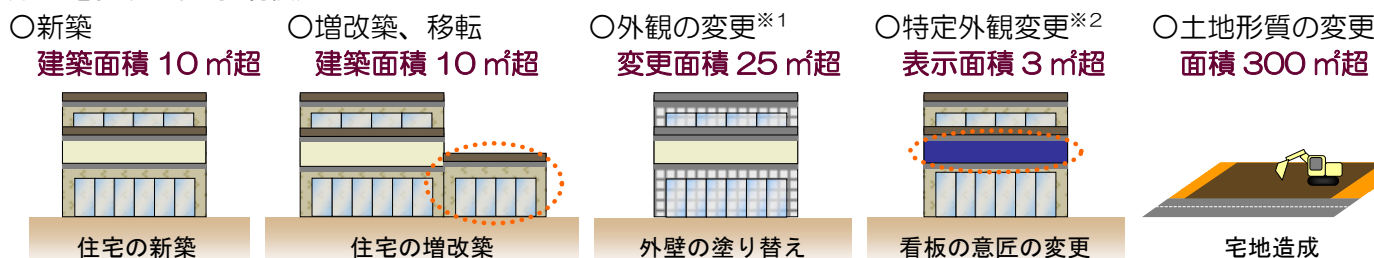
本書は、**特に住宅をつくる際に参考とする簡易版として**、上記ガイドラインから関連部分を抜粋・要約し、一部内容を再編集してまとめたものです。



2) 届出対象行為

一定の規模を超える住宅（戸建住宅、共同住宅、長屋など）の新築、増改築、移転、外観の変更または土地形質の変更（宅地造成など）を行う場合には、景観条例に基づき、**開発許可や建築確認の申請前に**、市への届出が必要となります。

〈届出を要する行為・規模〉



※1 修繕、模様替え、外壁の色彩の変更など

※2 外観における公衆の関心を引くための形態または色彩の他の意匠を変更する行為

3) 届出の際の提出図書

上記行為の届出の際は、原則として以下の図書※3を**正本・副本の2部**提出してください。

図書の種類			備考
①	景観計画区域内における行為の届出書	省令 1-1 条例規則 6-1	安曇野市のホームページから所定の様式をダウンロードすることができます。
②	行為を行う土地の位置及びその土地の周辺の状況を表示する図面（1/2,500 以上）	省令 1-2-1-イ 省令 1-2-2-イ 条例規則 6-1-1	縮尺と方位、行為地を示してください。
③	行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（1/100 以上）	省令 1-2-1-ハ 条例規則 6-1-2	塀や車庫、付帯設備などの敷地内の外部構成と壁面後退距離を表示してください。
④	建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図（1/100 以上）	省令 1-2-1-ニ 条例規則 6-1-4	色彩は、日本塗料工業会の「塗装用標準見本帳」や「JIS 標準色票」で確認し、マンセル表色系で表示してください。
⑤	行為を行う土地及びその周辺の状況を示す写真（2方向以上から撮影）	省令 1-2-1-ロ 省令 1-2-2-ロ 条例規則 6-1-6	行為地から北アルプスの山並みや田園風景などの良好な景観が望める場合は、周囲の良好な景観のなかに行為地を収めた写真を提出してください。
⑥	チェックシート（住宅用については本書裏面参照）	省令 1-2-4	安曇野市のホームページから所定の様式をダウンロードすることができます。

※3 上記の図書以外に、安曇野市の適正な土地利用に関する条例（以下「**土地条例**」）第 20 条第 2 項に基づく説明会の開催が必要な場合など必要に応じて、「将来の景観を予想した図面」などの提出が求められることがあります。

また上記図書も含め、市長が必要ないと認めるときは省略することもできますので、提出の際には、市の窓口事前に相談ください。なお、各図書の作成方法など詳細については、景観づくりガイドラインをご参照ください。

届出行為を代理人が行う場合は、「委任状（任意様式）」を提出して下さい。

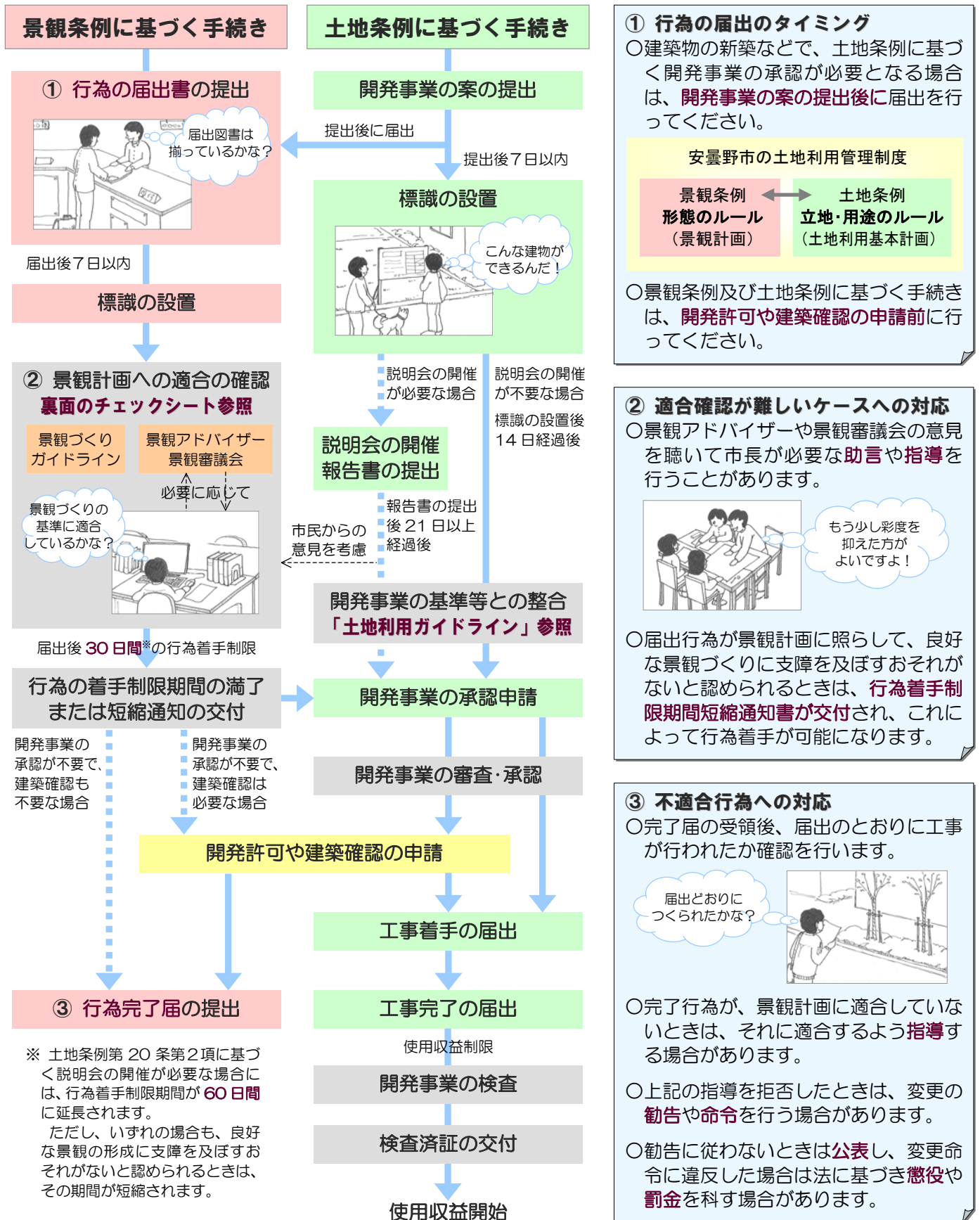
4) 景観条例に基づく届出の手続きの流れ

：手続きの流れ

：行政が行う手続き

景観条例は、豊科、穂高、三郷、堀金、明科の全地域に適用され、届出対象行為に該当する場合には、**開発許可や建築確認の申請前に**、以下の手続きが必要になります。

また、土地条例に基づく承認申請の手続きが必要な場合は、**景観条例の手続きとの前後関係に注意**してください。なお、豊科地域において土地条例の手続きの適用は線引き廃止後になります。



2 景観づくりの視点

1) 場を読み周囲を見る視点

景観計画では市内を4つのエリアに区分し、エリアごとに景観づくりの方針や基準を設定しています。新たに住宅をつくる際には、その敷地が属するエリアの景観づくりの方針や基準を確認するとともに、現地で周囲の景観的特徴を把握しましょう。住宅の立地が極めて少ない山岳エリアは以下省略します。

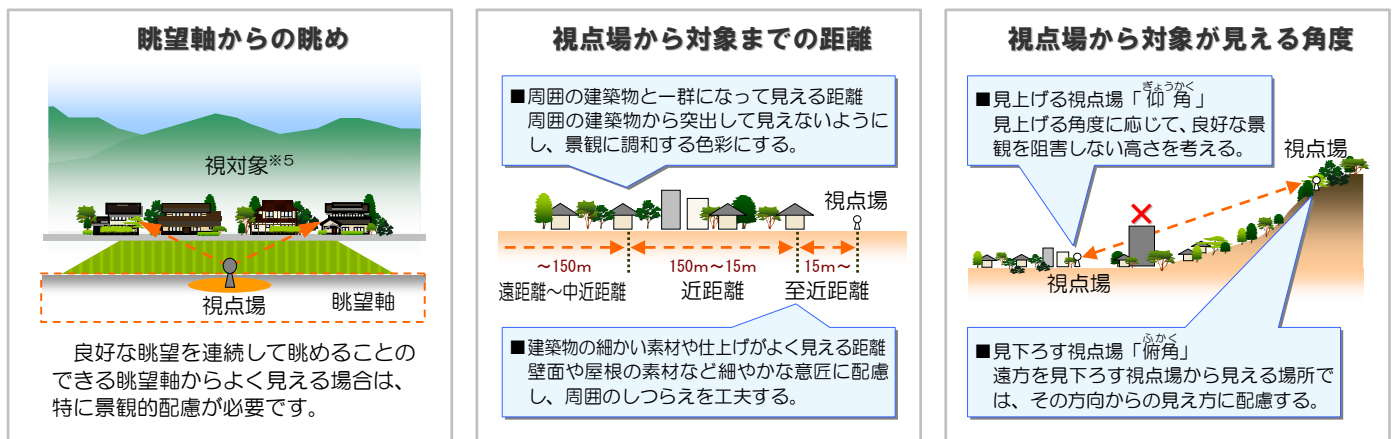


※1 各エリアの正確な範囲や景観づくり住民協定の位置は、市のホームページや窓口などでご確認ください。

※2 長野県景観条例に基づく「景観育成住民協定」は、安曇野市景観条例に基づく「景観づくり住民協定」として継承されます。平成23年3月時点で市内25箇所の路線・地区においてこの協定が締結されています。

2) 周囲から眺めて見る視点

建築物や工作物は、景観の構成要素の1つとして「見られる（眺められる）風景」になります。眺望軸※3上にある視点場※4など周囲からの見え方を確認し、その場所に応じた景観的な配慮や工夫を考えましょう。



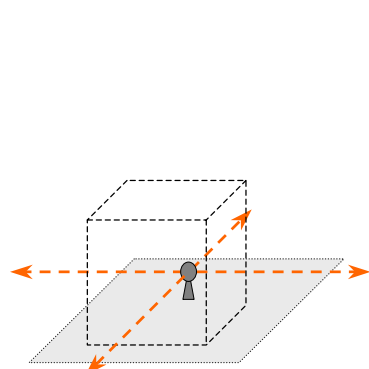
※3 良好な眺望を連続して眺めることのできる幹線道路や鉄道、自転車道、河川・堰など

※4 景観を眺める人が立つ場

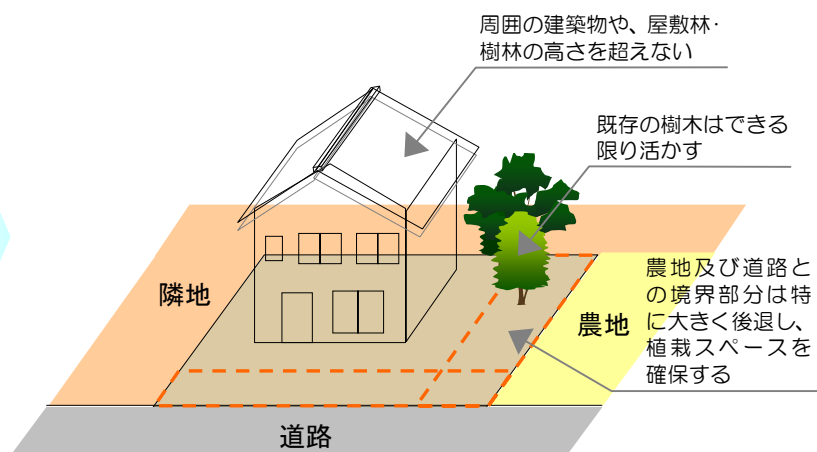
※5 視点場から眺められる対象

3 景観づくりの基準・配慮事項

1) 立地・規模・配置



周囲の景観的特徴を確認する



① 立地（土地条例に基づく基準）

- ◆安曇野市土地利用基本計画（以下「土地利用基本計画」）において基本区域ごとに定められた立地基準に適合するもの※¹にしてください（遵守基準）。

○拠点市街区域

豊科・穂高拠点地区

用途地域に応じ建築基準法に定められた基準の範囲で立地が可能

三郷・堀金・明科拠点地区

準用途地域※²に応じて土地利用基本計画に定められた基準の範囲で立地が可能

○準拠点市街区域

用途地域に応じ建築基準法に定められた基準の範囲で立地が可能

○田園居住区域

戸建住宅、共同住宅、長屋などの立地が可能
→戸当たり敷地面積が概ね 250 m²以上、高さが 12m 以下などの要件あり

○田園環境区域

戸建住宅、寮などの立地が可能
→戸当たり敷地面積 300 m²以上、開発事業面積 1,000 m²以下、高さが 10m 以下、農家住宅・分家住宅以外の戸建住宅の場合は基本集落及び道路に3辺以上接続、寮などは事業所の従業者専用などの要件あり

○山麓保養区域

戸建住宅、寮などの立地が可能
→戸当たり敷地面積は 500 m²以上、建築物の高さ 10m以下などの要件あり

○森林環境区域の一部

（中部山岳国立公園に該当しない区域）

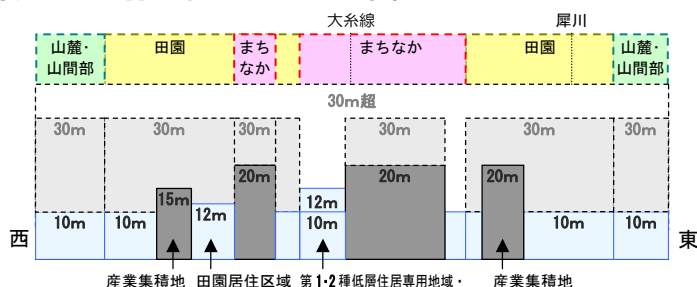
→戸当たり敷地面積 300 m²以上、開発事業面積 1,000 m²以下、高さが 10m 以下などの要件あり

※1 土地利用基本計画の基準に適合しない開発事業を行う場合は、土地条例に基づく特定開発事業の認定手続きが必要になります。

※2 土地条例附則第5条に基づいて定める都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域（用途地域）に準じた地域のことをいいます。

② 規模（高さ）

- ◆建築物及び工作物の高さ※³は土地利用基本計画に定められた高さ以下にしてください（遵守基準）。
- ◆土地条例施行規則第15条に定める高さを超える場合は、土地条例に基づく説明会の開催が必要となります。
- ◆いずれの区域であっても、高さ 30mを超えるような建築物は原則として認めないものとします。

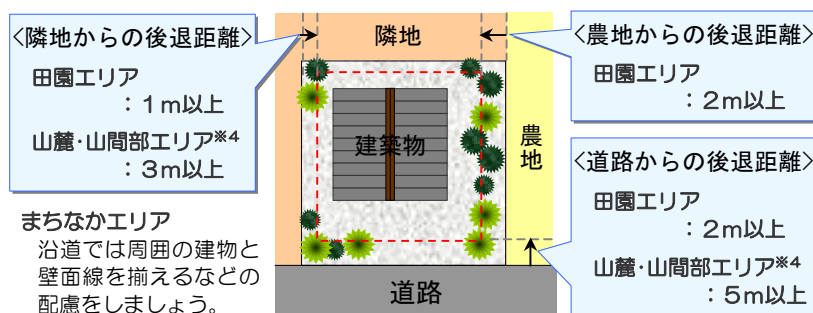


■土地利用基本計画に定められた高さの許容範囲（一部の用途を除く）
■土地条例に基づく説明会開催が義務付けられていない高さの範囲（産業集積地）
■土地条例に基づく説明会開催が義務付けられている高さの範囲
■原則として超えることを認めない高さの範囲

※3 高さは建築基準法による高さとなります。

③ 配置（壁面後退）

- ◆隣接する敷地の状況を踏まえて、それぞれ以下の距離を目安に壁面後退させましょう。



※4 山麓・山間部エリアのうち土地利用基本計画の山麓保養区域では、道路及び隣地からの後退距離について別途、遵守基準があります（チェックシート参照）。この基準は長野県自然環境保全条例及び穂高地域の自然保護等指導基準により景観計画の策定以前から定められていたものです。

2) 形態・意匠

屋根勾配は3寸～5寸とする
90cm以上軒の長さを出す

低彩度の暖色系や無彩色の色彩を用いる

道路などに面する壁面の
デザインに特に配慮する

隣地

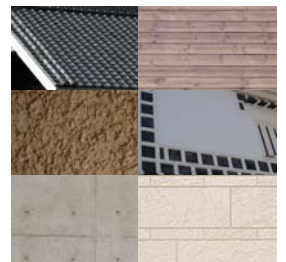
灰色や濃茶色などの低明度・
低彩度の色彩を用いる

農地

立体的な壁面構成にする
素材や色彩に変化をつける

道路

景観になじみやすい
建築素材・色彩の使用



昔から使用されてきた石や
木材、瓦などの建築素材の
色は「慣例色」と呼ばれ、
現在も多くの建築物で用い
られています。

色相：5YR～5Y、N 彩度4以下

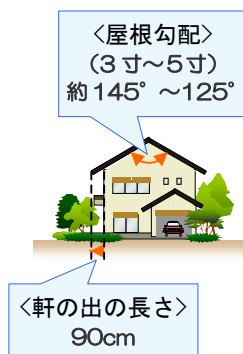
④ 屋根

◆屋根の勾配は一般的な3寸～5寸
の並勾配にすることで 景観にな
じみやすくなります。

⇒3寸～5寸勾配は市内から見える北
アルプスの山並みの角度とおおよそ
一致します。

◆軒の出の長さは 90cm以上とす
ることで建築物に陰影をつくり出
し、安定感を感じさせます。

〈屋根勾配〉
(3寸～5寸)
約145°～125°



〈軒の出の長さ〉
90cm

⑤ 壁面

◆伝統的な建築物の意匠を用いたり、その良さを活かし
て現代風にアレンジした意匠を用いたりすることで、
景観的調和を図ることができます。

〈安曇野の伝統的な民家の意匠〉

- ・ 軒の陰影や軸組みによって「線」で構成される
- ・ 下屋^{※1}や下見板^{※2}の設置によって下部に重みがかかる
- ・ 木や瓦、漆喰などの自然素材が用いられる



継承型

伝統的意匠の継承



付け柱や下見板風の意匠を
用いて伝統的な意匠を継承
する。

調和型

現代風アレンジ



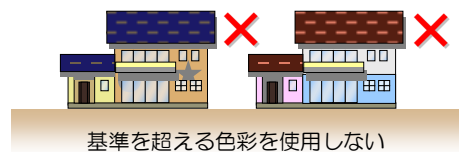
景観になじみやすい暖色系
の色彩を壁面に使い、十分
な軒の出と、下屋を設ける。

※1 下屋：主要な建物の外壁から張り出した屋根及び屋根の下空間

※2 下見板：外壁を風雨から保護するために張る横板

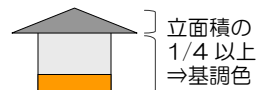
⑥ 色彩

◆屋根及び壁面の基調色^{※1}については、景観計画に定められ
たマンセル値^{※2}の範囲内にしてください（遵守基準）。



基準を超える色彩を使用しない

※1 立面積（見付面積）の1/4以上を占め
る色彩のことです。陸屋根の上面など、
周囲から視認できない部分の色彩は基
準の適用外となります。



※2 マンセル表色系による色彩の表し方
です。色相、明度、彩度の3属性によ
って全ての色彩を表すことができます。

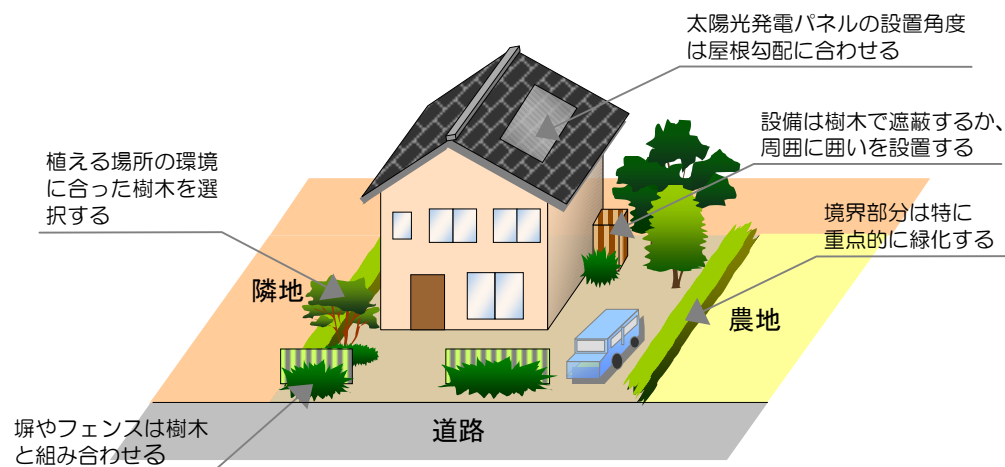


〈景観になじみやすい色彩の例^{※3}〉

	無彩色	有彩色
屋根の色彩 有彩色とする場 合は彩度を抑える ことが重要です。	 明度4～2 ダークグレー、 ブラック	 明度4以下、彩度2以下 ボルドー、ブラウン、ダーク ブルー、ダークグリーン
壁面の色彩 慣例色である無 彩色または黄赤系 （マンセル値の色 相YR）を基本とし、 低彩度の落ち着いた 色彩を用いるよう にしてください。 緑色、青色、紫色、 桃色系は景観との 調和が図りにくい ので、特に注意が必 要です。	 明度9～5 ライトグレー、 グレー 明度4～2 ダークグレー、 ブラック （小面積での 使用に適する）	 色相10R～YR～5Y 彩度4以下 アイボリー、ライトブラウン 彩度2以下のカラーグレー （色味のあるグレー） （田園エリア・山麓山間部 エリアでは彩度1以下と することが望ましい）

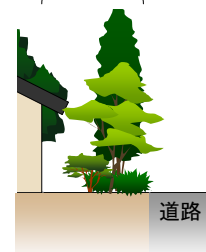
※3 エリアごとに推奨基準として定める色彩の範囲の詳細は、景観
づくりガイドラインの16ページ、17ページでご確認ください。

3) 周囲のしつらえ



屋敷林・樹木の保全

壁面後退し、樹林を残す



やむを得ず伐採を行う場合は、代替する樹木を植えるようにしましょう。

⑦ 緑化

◆緑化率の目安

エリアごとに敷地面積に対する緑化率の目安※1を設定します。

＜緑化率＞

まちなかエリア	15%
田園エリア	20%
山麓・山間部エリア	40%

※1 緑化率は、長期の視点で、最終的に目指す目安とする数値で、竣工の時点で、この数値を満たすことを求めるものではありません。



農地との境界部に生垣を設置した立体的な緑化⇒景観になじみやすい



同じ緑化面積でも、植栽の種類によって周囲からの見え方は異なる

◆緑化率の算出方法

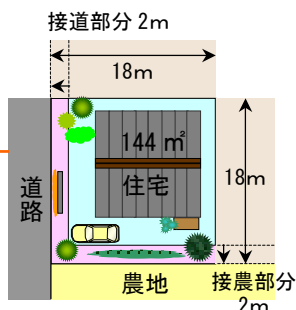
- 緑化によって景観を向上させるためには、敷地境界における中高木を用いた立体的な緑化がより効果的です。
- 緑化に用いる樹木などの種類、植栽の場所を考慮した以下の方法で算出した緑化率を用いることで、より効果的な緑化が期待できます。

＜緑化率の算出例＞

- 立地場所：田園エリア
 - 敷地面積：324 m²
 - 建築面積：144 m² (建ぺい率：45%)
- 下表をもとに計算した緑化点数の合計を緑化面積とする。

$$\text{緑化率} = \frac{65.8 \text{ m}^2 (\text{緑化面積})}{324 \text{ m}^2 (\text{敷地面積})} \times 100$$

$$= 20.3\% \Rightarrow \text{緑化率の基準を満たす}$$



＜緑化点数表＞

		植栽時の樹高 などの要件	植栽場所に応じた緑化点数※2	
			接道・接農部分	その他部分
樹木などの種類	高木 A	高さ 4m 以上のもの 1 本につき	15.0	13.8
	高木 B	高さ 2.5m 以上 4m 未満 のもの 1 本につき	10.0	8.0
	中木	高さ 1m 以上 2.5m 未満 のもの 1 本につき	5.0	3.8
	低木	高さ 1m 未満のもの 水平投影面積 1 m ² につき	1.5	1.0
	生垣	高さ 1m 以上のもの 延長距離 1m につき	2.0	1.0
	つる植物	木本・多年生草本のみ 延長距離 1m につき	1.0	0.6
	地被・芝生	木本・多年生草本のみ 面積 1 m ² につき	1.0	1.0

※2

- 一年生草本は緑化面積の算定対象としません。
- 接道部分・接農部分とはそれぞれ道路・農地に接する敷地境界から 2m 以内の範囲をいいます。

⑧ 付帯設備・工作物

ア 室外機・供給設備（給水・給湯・燃料）

- 設備はできる限りまとめて、見えにくい位置に設置しましょう。
- 樹木や生垣で遮蔽しましょう。



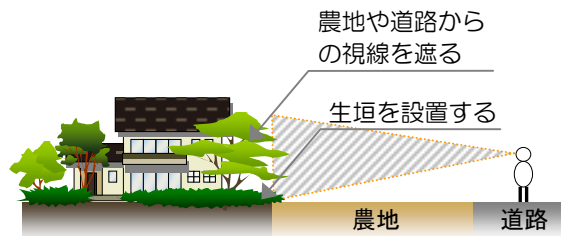
設備は見えにくい位置に設置する

イ 車庫・物置・屋外用ごみ箱

- 建築物に組み込むか、壁面に隣接させましょう。
- 建築物に合わせた形態・色彩にし、耐久性にも配慮しましょう。

ウ 塀・柵（フェンス）・門扉

- 敷地の囲いはできるだけ生垣にしましょう。
- 塀や柵を設ける場合は、道路境界からそれらを後退させて、前面部を植栽しましょう。



＜塀や柵の工夫の例＞

生垣の場合



生垣の基礎部分に石や枕木などの自然素材を用いる

塀の場合



塀の素材・意匠を工夫する
塀をセットバックし、前面部に植栽を施す

柵の場合



竹や木などの自然素材を用いる
つる植物などを柵に絡ませる

4 景観づくりの基準（住宅用チェックシート）

届出対象行為については、**以下エリア別に定めた景観づくりの基準（遵守基準）への適合が必要です。**
 なお、土地条例の手続き対象となる行為については、土地利用基本計画に定める開発事業の基準などの
 の整合が必要になりますので、別途「土地利用ガイドライン」もご参照ください。

項目	まちなかエリア	田園エリア	山麓・山間部エリア	確認
規模・配置	北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。	高さは、原則として、屋敷林など周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は、北アルプスや周囲の景観との調和に特に配慮すること。	周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。	☐
	高さは、まち並みの連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	高さは、原則として、周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は、北アルプスや周囲の景観との調和に特に配慮すること。	高さは、原則として、周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は、周囲の景観との調和に特に配慮すること。	☐
	周囲の建築物などに比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲の景観との調和を図ること。	良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物などの高さや規模に応じ、視点からの距離や立ち位置による見え方の違いを考慮すること。特に、沿道から北アルプスを望む西側の景観に配慮すること。		☐
	周囲の建築物などを合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	道路からできるだけ後退するとともに、道路側に空地を確保するよう努めること。	道路側に既存林を残せるように、後退するよう努めること。	☐
配置	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。	隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		☐
		敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを活かせる配置とすること。		☐
	北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。	北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを活かして周囲の自然景観と調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	地形の高低差を活かして、周囲の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	☐
				☐
屋根	周囲の建築物などとの連続性に配慮し、まち並みと調和した形態にするともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	眺望景観の背景となる北アルプスの山並みや周囲の建築物などと調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	森林景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	☐
	建築物などの上部及び正面のデザインに特に留意すること。	屋根の形状は、背景の山並みや周囲の建築物の屋根形状との調和に努めること。また、装飾や窓枠の強調などにより、壁面が過度に目立つことがないよう配慮すること。	屋根の形状は、周囲の樹林や建築物などとの調和に努めること。	☐
	壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。	壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。また、装飾や窓枠の強調などにより、壁面が過度に目立つことがないよう配慮すること。	壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影など壁面の処理に配慮すること。	☐
				☐
壁面	河川、鉄道及び道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	河川や道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。		☐
		周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、または、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。		☐
		耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。		☐
	反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。	反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。		☐
色彩	けばけばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色系は、地域の景観との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。	☐
	多色使い、強調色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	使用する色数を少なくするよう努めること。		☐
				☐
				☐
緑化	表通りなど、道路に面する側は、できるだけ緑化し、まち並みの統一感や緑の連続性の創出に努めること。	集落の縁辺部や分譲地の周囲など、遠方から見える側は、中高木の樹木を活用し、眺望景観としての調和や緑の連続性の確保に努めること。		☐
	田園エリアとの境界部分は、中高木の樹木を活用し、建築物などがむき出しにならないように配慮すること。	建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。特に、見付面積の大きな建築物は、遠方から壁面などが目立たないように緑化に努めること。	建築物などの周囲が樹林に囲まれていない敷地では、緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。	☐
	建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。	緑化に使用する樹種は、周囲の樹林など、周囲の景観と調和するものとする。	緑化に使用する樹種は、周囲の樹林と調和するものとする。	☐
	緑化に使用する樹種は、周囲の樹林など、周囲の景観と調和するものとする。	緑化に使用する樹種は、地域にふさわしい樹種を選定し、周囲の景観と調和するものとする。	緑化に使用する樹種は、周囲の樹林と調和するものとする。	☐
周囲のしつらえ	敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。	屋敷林や社寺林など、地域にある樹木は、できるだけ残すように努めること。	周囲が樹林に囲まれている敷地では、既存の樹林をできるだけ残し、やむを得ず伐採する場合には、代替する樹木を植えるなど、緑量の維持に努めること。	☐
				☐
				☐
				☐
付帯設備・工作物	河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。			☐
	屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えないよう配慮すること。			☐
	屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。			☐
	敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。			☐
	駐車場、自転車置き場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。			☐
	建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。			☐
	光源で動きのあるものは、周囲の景観との調和に留意すること。	光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする。		☐
				☐

注1 土地形質の変更(造成や土石の採取など)や特定外観意匠(広告物の表示など)に関する基準は景観計画をご参照ください。
 注2 山岳エリアにおいては、中部山岳国立公園の管理計画に定められた基準を遵守するものとします。
 注3 景観づくり推進地区に指定された場合は、その地区に定められた基準を上記基準に代えて遵守するものとします。

色彩(マンセル値) ☐

・外壁及び屋根の基調色として用いることができる色彩は、原則として、以下に示すマンセル値の範囲内とする。

①外壁の基調色

色相	彩度
R, YR	6 以下
Y, GY, RP	4 以下
その他	3 以下

明度：制限はなし

②屋根の基調色

色相	彩度
R, YR	8 以下
5Y, 10RP	6 以下
その他	4 以下

明度：8 以下

※基調色とは、見付面積の 1/4 以上を占める色彩とする。ただし、多色を用いる場合はこの限りではない。

※強調色（全体面積の 1/10）、地域の伝統的な色彩、非着色の素材色は、適用除外とする。

壁面後退距離 ☐

①道路後退

・壁面などは、原則として、道路境界より **5m** 以上、主要幹線道路からは **10m** 以上後退させる。

②隣地後退

＜別荘・住宅＞

・壁面などは、原則として、隣地境界より **3m**（隣地同意があれば **1m**）以上後退させる。

＜専用住宅以外の建築物＞

・壁面などは、原則として、隣地境界より **10m**（隣地同意があれば **5m**）以上後退させる。

※上記数値基準は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第9条第1項第5号に規定する**山麓保護区域の範囲内**のみ適用する。

◆景観計画及び景観づくりガイドラインにつきましては安曇野市のホームページからご覧いただけます。

→<http://www.city.azumino.nagano.jp/>

◆景観づくりに対するご意見・ご提言は、郵送、FAX、Eメールなどで随時受け付けています。

安曇野市 都市建設部 建築住宅課

〒399-8281

長野県安曇野市豊科6000 番地

電話：0263-71-2242 FAX：0263-72-3569

メール：kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp